

清水町文化賞・スポーツ賞規則

(目的)

第1条 この規則は、清水町の文化の発展に寄与したもの、スポーツの振興に寄与したものと及び権威ある大会等で優秀な成績を収めたものの表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 清水町文化賞 芸術、科学、教育、その他の文化を通じて清水町の文化の振興に著しく、又は永年にわたり貢献したもの
- (2) 清水町文化奨励賞 芸術、科学、教育、その他の文化を通じて清水町の文化の振興に貢献したもので、かつ、今後の活躍が特に期待されるもの
- (3) 清水町文化優秀賞 各種文化事業において優秀な成績を収めたもの
- (4) 清水町ジュニア文化優秀賞 各種文化事業において優秀な成績を収めた小学生及び中学生
- (5) 清水町スポーツ賞 地域社会又は職場において清水町スポーツの健全な普及発展に著しく、又は永年にわたり貢献したもの
- (6) 清水町スポーツ奨励賞 地域社会又は職場において清水町スポーツの健全な普及発展に貢献したもので、かつ、今後の活躍が特に期待されるもの
- (7) 清水町スポーツ優秀賞 各種スポーツ事業において優秀な成績を収めたもの
- (8) 清水町ジュニアスポーツ優秀賞 各種スポーツ事業において優秀な成績を収めた小学生及び中学生

2 文化優秀賞、ジュニア文化優秀賞、スポーツ優秀賞、ジュニアスポーツ優秀賞の賞の末尾に部門及び種目を付記する。

(表彰者の決定)

第3条 前条第1項各号に定める賞（以下「各賞」という。）の表彰は、別に定める基準を満たす個人及び団体の中から、清水町文化賞・スポーツ賞選考委員会条例（平成9年清水町条例第16号）で定める清水町文化賞・スポーツ賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の答申及び建議を得て清水町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。

2 前項の個人とは、清水町に在住する者とする。ただし、高校生以上の学生で父母が清水町に在住している者は、この限りではない。

3 第1項の団体とは、清水町に活動の拠点がある団体とする。

4 第1項の規定に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰の対象としないものとする。

- (1) 刑事事件に関し起訴され、当該刑事事件が裁判所に係属している者
- (2) 罰金刑に処せられ、その執行を終わった日から3年、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から当該刑期の3倍に相当する期間又は、その執行を受けることがなくなった日から、当該刑期の1.5倍に相当する期間を経過しない者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定により懲戒処分を受けた者で、処分の内容により次の年数を経過しない者

ア 戒告処分 3年

イ 減給処分 5年

ウ 停職処分 10年

（表彰状及び記念品）

第4条 受賞者には、賞状及び記念品を贈る。

2 受賞者が表彰前に死亡した場合には、表彰状等を、その遺族に贈って追彰する。
（授与式）

第5条 表彰は、次の各号に定める期日に教育委員会が行う。

- (1) 小学生、中学生、高校生以上の学生 春分の日
- (2) 一般 文化の日

（選考委員会の開催）

第6条 教育委員会は、毎年選考委員会を開催し受賞候補者について諮問するものとする。

2 選考委員会は、内容等を熟知するため推薦者に対して内容について説明を求めることができる。
（建議）

第7条 清水町文化賞・スポーツ賞選考委員会条例（平成9年清水町条例第16号）第2条第1項の規定による建議は、選考委員が受賞候補者事績調書（様式第1号）を選考委員会に提出し、選考委員会の審議を経て行うものとする。

（受賞候補者の推薦）

第8条 受賞候補者は、所属団体、学校長又は第三者からの推薦を受けた個人又は団体でなければならない。ただし、選考委員会の建議に基づく者はこの限りでない。

2 受賞候補者を推薦しようとする者は、推薦書（様式第2号又は様式第3号）により教育委員会

に推薦するものとする。

(表彰者台帳)

第9条 教育長は、表彰者台帳（様式第4号）を備え、第2条に定める表彰の種類ごとに受賞年月日、受賞者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）、生年月日、住所、受賞の事由その他必要な事項を記載しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。